

要件等チェックリスト（介護支援部門）

要件に適合するものに○を記入してください。書類等で確認できない場合は対象となりません。

申請者	県確認	要件	添付書類
		県内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体である	・企業パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなど業務内容、従業員数、設立年月日が分かるもの ※参考様式1（企業概要書）でも可
		5年以内において、1か月以上の介護休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること ※分割取得した場合は合計した取得日数とする ※更新時は不要 【5年以内の実績】 ・介護休業取得者（1か月以上）…（ ）人	・介護休業取得者1名分の①及び② ①介護休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）全期間分又は介護休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）全期間分 いずれかの写し ②介護休業期間中（直前直後含む）のタイムカードまたは出勤簿の写し ※①②がない場合、参考様式3（出勤状況報告書）でも可
		いずれかの取組を行っている	
		⑦法を上回る介護休業制度の設置 例) 4回以上の分割取得ができる、日数が93日より多い など	・就業規則等の該当箇所の写し
		⑧法を上回る介護休暇制度の設置 例) 年5日より日数が多い など	・就業規則等の該当箇所の写し
		⑨法を上回る介護のための勤務時間の短縮等の制度の設置 例) 短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業終業時間の繰上げ繰下げ措置などから複数の制度が利用できる 例) 制度を利用できる期間が3年より長い など	・就業規則等の該当箇所の写し
		⑩テレワークの導入 ※テレワークは、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務など、ICTを活用した時間や場所にとらわれない働き方を指す。	・テレワーク勤務規定の写し、社内に制度を周知した通知の写しなどテレワークを導入していることがわかるもの
		⑪半日又は時間単位で使用できる年次有給休暇制度の設置	・就業規則等の該当箇所の写し
		⑫その他介護支援に関する取組で効果があがっているもの（ ）	・取組内容と効果がわかるもの
		関係法令に沿った就業規則又は労働協約を規定している ※更新時は、前回認証時に確認したものは提出不要	・高知県ワークライフバランス推進アドバイザーによる審査を受けたうえで、就業規則及び諸規定の届出日、施行日が分かる箇所の写し又は労働協約の締結日が分かる箇所の写しを添付 ※前記審査を提出前に受けない場合は、就業規則及び諸規定の写し（労働基準監督署の受理印のあるもの）又は労働協約の写しを添付

	県税の滞納がない	<ul style="list-style-type: none">・県税の完納証明書（法人二税及び地方法人特別税、自動車税等で滞納がないことを一括して証明するもの） ※申請日から3か月以内に発行されたもの（写し可）
	高知県暴力団排除条例関係（要綱第4条第7項第3号）	<ul style="list-style-type: none">・別紙4（暴力団排除に関する誓約書）・別紙5（役員名簿）